

別表 相生市経営継続事業者支援金 対象業種（施設）

カテゴリー	対象	備考
医療施設	病院	
	診療所	
	歯科	
	薬局・薬店・ドラッグストア	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
	柔道整復	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	
	食料品売場	移動販売店舗含む。
	コンビニエンスストア	
	百貨店	生活必需品売場
	スーパーマーケット	
	ホームセンター	生活必需品売場
	ショッピングモール	生活必需品売場
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	下着類小物売業	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	古本屋を除く。
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	
	畳小売業	

カテゴリー	対象	備考
生活必需物資 販売施設	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	化粧品小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	建築材料小売業	
	自動車販売店、カー用品店	二輪自動車含む。
	花屋	
食事提供施設	飲食店	通常の営業時間に夜 20 時から朝 5 時までの時間帯が含まれていない店舗（宅配・テイクアウト含む。）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
住宅・宿泊施設	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
交通機関等	バス	
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス	宅配等含む。
工場等	工場	
	作業場	
金融機関・官公署 等	銀行	
	消費者金融	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	

カテゴリー	対象	備考
金融機関・官公署等	官公署	
	各種事務所	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	
	美容院	
	銭湯（公衆浴場）	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場（貸衣装含む）	披露宴会場は対象外
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	ランドリー	
	クリーニング店	取次店含む。
	ごみ処理関係	
	神社	
寺院		
教会		
社会福祉施設等	保育所等	幼保連携型認定こども園を含む。
	放課後児童クラブ	学童保育
	障がい児通所支援事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
その他	その他	土木建築業、農林水産業等兵庫県の休業要請等対象外事業